

令和7年度愛媛地方最低賃金審議会第4回愛媛県最低賃金専門部会 議事録

日時

令和7年9月1日（月）9：58～11：59

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
(松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階)

出席者

公益代表委員

森本部会長、五領田委員

労働者代表委員

白石委員、竹箇平委員、長岡委員

使用者代表委員

小池委員、西岡委員、八塚委員

事務局

佐藤労働基準部長、三好賃金室長、高尾賃金指導官、河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 金額審議
- 3 その他
- 4 閉 会

議事

○賃金室長

本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、公益代表の井上委員が御欠席ですが、8名の委員の出席がありますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しております、本日の専門部会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、森本部会長、これから議事進行をよろしくお願ひいたします。

○森本部会長

ただ今から、第4回愛媛県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日も引き続き、金額審議を行いますので、公労、公使に分かれて審議を行ってまい

ります。

2者間協議となる金額審議は、非公開となりますので、傍聴人の皆様は、ここで退席いただきますようお願いします。

(傍聴者退席)

(以降具体的な金額審議)

○労働者側（5回目、最終提示）

最低賃金近傍で働く労働者の生活を守るという最低賃金法の趣旨からすると、やはり生計費を重視して最低賃金を決めるべきである。その他、他県との格差是正問題も無視できない。

発効日については、他県では来年発効のところも出ているが、やはり愛媛では法定発効を目指したい。

本日、結審に向けた歩み寄りとして、79円引き上げた1,035円（引上げ率8.26%）を提示する。

○使用者側（5回目、最終提示）

今後の最低賃金引上げに対応するためにも、発効日を令和7年12月1日指定でお願いしたい。

その理由の1点目として、急激な引上げに対応するためには、国の支援策を効果的に活用していかなくてはならないが、現時点での具体的な策は発表されておらず、具体的な対応策も検討しようがない。使用者には、具体的な支援策を明確に把握して、内容を吟味し、どの手法を使って支援策を活用するか、検討する猶予が必要であること。

2点目として、想定を超える引上げが行われ、現段階でも影響率が約3割であり、最低賃金近傍の労働者を抱える使用者には、引上げに対応する準備期間が必要であること。

3点目は、現実に切実な問題として、就業調整の動きが顕在化する恐れがある。引上げ後、時給1,000円を超えたたら、簡単に「年収の壁」に到達するおそれがあり、年末に就業調整の問題が今まで以上に顕在化し、使用者は、勤務シフトも組めなくなり、売り上げも減少する。昨年の引上げの後、アンケートを取ったところ、全体の56%の企業が、最低賃金引上げの具体的な影響として、就業調整をあげていること。

4点目として、他県と比較しても突出して無理な発効日を言っているわけではないこと。

本日、結審に向けた歩み寄りとして、以上の主張を踏まえた上で、64円引き上げた1,020円（引上げ率6.69%）を提示することに加え、発効日を12月1日指定とすることをお願いしたい。

○公益案の提示

労使双方の歩み寄りを促したものの、これ以上の金額提示は行われなかつたため、公益案提示について、労使双方からの了解を得た上で、公益委員の間で公益案の検討を行つた。

物価上昇が続く中で、特に最低賃金近傍で生活する労働者の生計費の観点から、中央最低賃金審議会が示した目安額を上回る額が相当であると考え、地域間格差を是正し、Bランクの愛媛県として相応しい最低賃金額を設定すること、そして、経済指標による都道府県の経済指数における愛媛県の位置付け等、総合的に勘案して公益案を作成した。

また、昨年の愛媛の引上げ額が59円で、今年はそれを上回る公益案を提示するにあたって、事業者が賃上げの原資を確保するための猶予等々が必要と考え、法定発効ではなく、令和7年12月1日指定日発効とした。

現行の愛媛県最低賃金956円から、77円引き上げた時間額1,033円(引上げ率8.05%)、効力発生日令和7年12月1日を公益案として提示した。

○公益案の採決

公益案について採決した結果、全会一致で結審に至つた。

○使用者側委員からの要望

採決後、使用者側委員から以下の要望が述べられた。

愛媛県の中小企業・小規模事業者には、原材料価格等のコスト上昇、防衛的な賃上げと急激な最低賃金額の上昇による労務費の増大の中、十分に価格転嫁ができない業種がある。

今年も他県との地域間格差解消を比重においての検討をせざるを得ない状況があつた。最低賃金は、本来的には賃金の伸び率とパラレルの関係で引き上げていくことが必要であるが、それ以上の引上げになつてはいるので、事業者の能力以上の負担にならないか心配している。

そこで、更なる実効性のある支援策の検討を願いたいとし、

- ① 業務改善助成金を更に活用しやすくするための時間的余裕のある制度への改善や設備の増設要件の緩和等の制度拡充、
- ② 二極化が進んでいるとされる労務費等の価格転嫁問題を踏まえた、中小企業・小規模事業者のための価格転嫁交渉の支援、
- ③ いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境整備

について、政府としてなお一層の取組を希望する旨の要望が出され、専門部会各委員の了承のもと、報告書に盛り込むこととした。

(答申文、専門部会報告書作成、配布)

(審議を公開)

○森本部会長

再開します。傍聴される方は注意事項を守っていただきますようお願いします。

本日は、具体的に金額提示をいただきながら審議を行いましたが、労使の歩み寄りによる意見の一致に至らず、労使双方の同意をいたしました上で、公益案をお示しました。

公益案の採決では、労使各側委員の御理解を得て、全会一致での決議に至りました。

このため、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、専門部会の決議をもって審議会の議決といたします。

この議決に基づいて、ただ今から答申いたします。

(部会長から労働基準部長に答申文を手交)

○労働基準部長

ありがとうございました。

○森本部会長

それでは、事務局は、答申文の朗読をお願いいたします。

(賃金指導官から答申文を朗読)

○森本部会長

当審議会の審議の結果は、ただ今の内容をもって、この後午後2時00分から開催の第3回本審にて会長あてに報告することとします。

それでは、議事を進めます。

議事項番3「その他」に入ります。

事務局から、この後の予定の説明があります。

○賃金室長

第3回本審は、この後、午後2時00分からこの7階共用大会議室で開催となります。

事務局からは以上です。

○森本部会長

議題はすべて終了しておりますが、ほかに御質問等ありますでしょうか。

なければ、以上で、第4回専門部会を終了いたします。
委員の皆様、お疲れさまでした。